

◆省エネ診断 Q & A

Q省エネ診断はどこから申し込むことができますか

→プラザHP (<https://www.shigaplaza.or.jp/service/esp/>) から申込書（様式1～3）をダウンロードし、メールにてご提出下さい。
ただし、プラザ登録専門家による診断と専門機関による診断の2種類の申込書がありますので希望に合わせ選択下さい。

Q自社の原油換算エネルギー使用量が1,500kL超かどうかわかりません

→様式第3－1に入力頂くと、エネルギー使用量が算出されます。
また、1,500kL超の場合、国および県に対する届出義務（特定事業者）がありますので、届出資料でご確認下さい。

Q専門家とは？

→プラザの省エネ診断支援専門家派遣事業の専門家として登録されているエネルギー管理士等の有資格者です。
※ エネルギー管理士等とは、エネルギー管理士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）、建築設備士等の資格を有している。または、上記と同等以上の専門的能力を有するか、診断助言の実績がある者をいいます。

Qプラザ登録の専門家と専門機関の違いは何ですか？

→専門機関は、環境省または経産省が実施する省エネ診断事業の実施団体です。
専門機関につきましては、事業規模等に応じ2名以上の専門家を派遣させて頂くことも可能です。

Q省エネ診断報告書とは？

→「省エネ診断を行おうとする事業所全体の設備等の稼働状況およびエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修について二酸化炭素の排出削減量の推計を含む提案が行われているもの」を言います。

Q期間はどの程度必要ですか？

→ケースによりますが概ね1か月～2か月程度要することが多いです。

Q申込は本人がしなければいけませんか？

→事前相談は必ず申込者本人または企業の担当者が行ってください。

◆省エネ診断 Q & A

Qお申込み方法はメールのみでしょうか？

→メールアドレスをお持ちでない場合は、様式を印刷して頂いたうえで、郵送または持ち込みにてご提出下さい。

Q専門家と診断回数はどのように決定されるのですか？

→専門家の選定は、中小事業者等による指名を原則としますが、支援プラザが総合的に判断した上で決定します。

診断回数については、申請書類に記載のあったエネルギー使用量等を基に判断致します。

概ね以下の基準ですが、プラザの判断により変更することがあります。

3 0 0 GJ未満：3回 3 0 0 GJ以上～4 0 0 0 GJ未満：4回 4 0 0 0 GJ以上：5回

Q専門機関を利用する場合のメリットorデメリットはありますか？

→専門機関を利用する場合は、一時負担金が発生すること、診断完了まで2カ月程度要する場合があります。

一方、豊富な専門家リストから申込者に適した専門家が派遣されるため、より充実した報告書となることが期待されます。

Q申込後、診断までの流れは？

→事務局より「省エネ診断・専門家派遣の通知について」がメールにて担当者に送付、同時期に担当者宛て、省エネ専門家より初回診断の日程調整の連絡が入ります。

Q省エネ・再エネ設備等導入加速化補助金等の申請を考えている場合の対応は？

→初回診断時に専門家へお伝えください。

◆省エネ診断 Q & A

Q 滋賀県産業支援プラザの補助金を利用して照明設備の更新をしたいだけなので、様式第3号その1「エネルギー使用状況（使用量について）」には、電気の使用量だけを記入したらよいでしょうか？

→ 省エネ診断では事業所全体のエネルギーについて診断をします。使用されているエネルギーについては必ず全て記入してください。

Q 専門機関を利用した場合もお金は支払わなくてもよいですか？

→ 一時的に2万円～5万円ほど専門機関に対して支払っていただきます。その後、助成金の請求をして頂ければ、全額助成致します。

ただし、ウォークスルー診断のうち設備単位プランは助成対象外です。

また、IT診断のうち大規模診断は自己負担が最大22万円で、うち5万円までは助成されますが、差額は自己負担となります。
(振込手数料は助成の対象外ですのでご注意ください)

Q 専門機関による診断を受けた場合、助成金はいつ請求すればよろしいですか？

→ 省エネ診断の報告会、および専門機関への支払いが完了した後、プラザへ請求書等を提出してください。

Q ホールディングスですが申込できますか？

→ 以下は中小企業者の基準で、該当すれば申請可能です。（引用：中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

◆省エネ診断 Q & A

Q過去にプラザ登録専門家の診断を受けましたが、有効期限はありますか？

→診断の報告会実施日から3年間は有効です。
期限内であれば、省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金に利用できます。

Q過去に省エネ診断を受けましたが、再度受けることは可能ですか？

→診断の報告会実施日から3年以内はプラザの省エネ診断やその助成を受けることはできません。
しかし、国の省エネ診断事業は自己負担がありますがご利用いただけます。ぜひご利用ください。
また、診断の報告会実施日から3年経過していれば、再度受けることができます。

Q過去に省エネ診断を受けましたが、今回別の事業所の診断を受けたいです。

どうすればよいですか？
→診断の報告会実施日から3年以内は、プラザの省エネ診断やその助成を受けることはできません。
ただし、事業内容が異なる場合や別法人は可能です。
また、国の省エネ診断事業は自己負担がありますがご利用いただけます。ぜひご利用ください。

Q行政処分を受けている事業者は、省エネ診断を受けられますか？

→行政処分期間中は解除されるまで申し込みができません。処分が終われば受付可能です。